



福運整第886号の2
平成30年3月2日

福島県内自動車運送事業者 各位

東北運輸局福島運輸支局長



「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン～脳健診の
必要性と活用～」について

標記について、東北運輸局自動車技術安全部長から、平成30年2月27日付け東自保第225号により別添のとおり通達がありましたので、自動車運送事業者における脳健診の受診や治療の必要性についての理解の浸透及び自主的なスクリーニング検査の導入を促進し、運転者の脳血管疾患による事故の防止を図るため、本ガイドライン及び概要版を活用していただきますようお願いいたします。

東自保第225号
平成30年2月27日

福島運輸支局長 殿

自動車技術安全部長
(公印省略)

「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン～脳健診の
必要性と活用～」について

標記について、平成30年2月23日付け国自安第214号の2により、自
動車局長から別紙のとおり通達があったので了知されるとともに、貴支局管内
の関係事業者に対し周知し、脳血管疾患による事故の防止を図られたい。



国自安第214号の2
平成30年2月23日

東北運輸局自動車技術安全部長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン～脳健診の
必要性と活用～」について

標記について、別添のとおり関係団体あて通知したので、貴局においても、管内関係事業者に対して周知を図られたい。



国自安第214号
平成30年2月23日

公益社団法人日本バス協会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン～脳健診の
必要性と活用～」について

従前より、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成22年策定）において事業用自動車の運転者の健康に起因する事故を防止するために事業者が実施すべき方策を整理し、脳血管疾患を始めとする主要疾病に関するスクリーニング検査の導入を推奨してきたところですが、

しかしながら、運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなった事案が毎年増加しており、過去5年間でみても、その中で脳血管疾患が最も多くを占めることから、更なる脳血管疾患対策が求められるところです。

そうした中で、平成28年12月に道路運送法及び貨物自動車運送事業法が改正され、自動車運送事業者は運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない旨が、法律上明記されたところです。

今般、これらの状況を受け、産官学の幅広い関係者から成る「健康起因事故対策協議会」を開催し、別添1のとおり、自動車運送事業者が、運転者の脳健診の受診等、脳血管疾患対策を進めていくために知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」を策定しました。また、本ガイドラインの普及を図るための概要版を別添2のとおり作成しました。

つきましては、自動車運送事業者における脳健診の受診や治療の必要性についての理解の浸透及び自主的なスクリーニング検査の導入を促進し、運転者の脳血管疾患による事故の防止を図るため、本ガイドライン及び概要版を活用していただくよう、傘下会員事業者に対する周知をお願いいたします。

国自安第214号
平成30年2月23日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン～脳健診の
必要性と活用～」について

従前より、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成22年策定）において事業用自動車の運転者の健康に起因する事故を防止するために事業者が実施すべき方を整理し、脳血管疾患を始めとする主要疾病に関するスクリーニング検査の導入を推奨してきたところです。

しかしながら、運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなった事案が毎年増加しており、過去5年間でみても、その中で脳血管疾患が最も多くを占めることから、更なる脳血管疾患対策が求められるところです。

そうした中で、平成28年12月に道路運送法及び貨物自動車運送事業法が改正され、自動車運送事業者は運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない旨が、法律上明記されたところです。

今般、これらの状況を受け、産官学の幅広い関係者から成る「健康起因事故対策協議会」を開催し、別添1のとおり、自動車運送事業者が、運転者の脳健診の受診等、脳血管疾患対策を進めていくために知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」を策定しました。また、本ガイドラインの普及を図るための概要版を別添2のとおり作成しました。

つきましては、自動車運送事業者における脳健診の受診や治療の必要性についての理解の浸透及び自主的なスクリーニング検査の導入を促進し、運転者の脳血管疾患による事故の防止を図るため、本ガイドライン及び概要版を活用していただくよう、傘下会員事業者に対する周知をお願いいたします。

国自安第214号
平成30年2月23日

一般社団法人全国個人タクシー協会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン～脳健診の
必要性と活用～」について

従前より、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成22年策定）において事業用自動車の運転者の健康に起因する事故を防止するために事業者が実施すべき方策を整理し、脳血管疾患を始めとする主要疾病に関するスクリーニング検査の導入を推奨してきたところですが、

しかしながら、運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなった事案が毎年増加しており、過去5年間でみても、その中で脳血管疾患が最も多くを占めることから、更なる脳血管疾患対策が求められるところです。

そうした中で、平成28年12月に道路運送法及び貨物自動車運送事業法が改正され、自動車運送事業者は運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない旨が、法律上明記されたところです。

今般、これらの状況を受け、産官学の幅広い関係者から成る「健康起因事故対策協議会」を開催し、別添1のとおり、自動車運送事業者が、運転者の脳健診の受診等、脳血管疾患対策を進めていくために知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」を策定しました。また、本ガイドラインの普及を図るための概要版を別添2のとおり作成しました。

つきましては、自動車運送事業者における脳健診の受診や治療の必要性についての理解の浸透及び自主的なスクリーニング検査の導入を促進し、運転者の脳血管疾患による事故の防止を図るため、本ガイドライン及び概要版を活用していただくよう、傘下会員事業者に対する周知をお願いいたします。

国自安第214号
平成30年2月23日

一般社団法人全国福祉輸送サービス協会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン～脳健診の
必要性と活用～」について

従前より、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成22年策定）において事業用自動車の運転者の健康に起因する事故を防止するために事業者が実施すべき方策を整理し、脳血管疾患を始めとする主要疾病に関するスクリーニング検査の導入を推奨してきたところですが、

しかしながら、運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなった事案が毎年増加しており、過去5年間でみても、その中で脳血管疾患が最も多くを占めることから、更なる脳血管疾患対策が求められるところです。

そうした中で、平成28年12月に道路運送法及び貨物自動車運送事業法が改正され、自動車運送事業者は運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない旨が、法律上明記されたところです。

今般、これらの状況を受け、産官学の幅広い関係者から成る「健康起因事故対策協議会」を開催し、別添1のとおり、自動車運送事業者が、運転者の脳健診の受診等、脳血管疾患対策を進めていくために知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」を策定しました。また、本ガイドラインの普及を図るための概要版を別添2のとおり作成しました。

つきましては、自動車運送事業者における脳健診の受診や治療の必要性についての理解の浸透及び自主的なスクリーニング検査の導入を促進し、運転者の脳血管疾患による事故の防止を図るため、本ガイドライン及び概要版を活用していただくよう、傘下会員事業者に対する周知をお願いいたします。

国自安第214号
平成30年2月23日

公益社団法人全日本トラック協会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン～脳健診の
必要性と活用～」について

従前より、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成22年策定）において事業用自動車の運転者の健康に起因する事故を防止するために事業者が実施すべき方策を整理し、脳血管疾患を始めとする主要疾病に関するスクリーニング検査の導入を推奨してきたところですが、

しかしながら、運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなった事案が毎年増加しており、過去5年間でみても、その中で脳血管疾患が最も多くを占めることから、更なる脳血管疾患対策が求められるところです。

そうした中で、平成28年12月に道路運送法及び貨物自動車運送事業法が改正され、自動車運送事業者は運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない旨が、法律上明記されたところです。

今般、これらの状況を受け、産官学の幅広い関係者から成る「健康起因事故対策協議会」を開催し、別添1のとおり、自動車運送事業者が、運転者の脳健診の受診等、脳血管疾患対策を進めていくために知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」を策定しました。また、本ガイドラインの普及を図るための概要版を別添2のとおり作成しました。

つきましては、自動車運送事業者における脳健診の受診や治療の必要性についての理解の浸透及び自主的なスクリーニング検査の導入を促進し、運転者の脳血管疾患による事故の防止を図るため、本ガイドライン及び概要版を活用していただくよう、傘下会員事業者に対する周知をお願いいたします。

国自安第214号
平成30年2月23日

一般社団法人全国霊柩自動車協会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン～脳健診の
必要性と活用～」について

従前より、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成22年策定）において事業用自動車の運転者の健康に起因する事故を防止するために事業者が実施すべき方策を整理し、脳血管疾患を始めとする主要疾病に関するスクリーニング検査の導入を推奨してきたところですが、

しかしながら、運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなった事案が毎年増加しており、過去5年間でみても、その中で脳血管疾患が最も多くを占めることから、更なる脳血管疾患対策が求められるところです。

そうした中で、平成28年12月に道路運送法及び貨物自動車運送事業法が改正され、自動車運送事業者は運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない旨が、法律上明記されたところです。

今般、これらの状況を受け、産官学の幅広い関係者から成る「健康起因事故対策協議会」を開催し、別添1のとおり、自動車運送事業者が、運転者の脳健診の受診等、脳血管疾患対策を進めていくために知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」を策定しました。また、本ガイドラインの普及を図るための概要版を別添2のとおり作成しました。

つきましては、自動車運送事業者における脳健診の受診や治療の必要性についての理解の浸透及び自主的なスクリーニング検査の導入を促進し、運転者の脳血管疾患による事故の防止を図るため、本ガイドライン及び概要版を活用していただくよう、傘下会員事業者に対する周知をお願いいたします。